

競争入札参加資格者指名停止事務処理要領
の改正について

競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の改正概要

1 改正の経緯

リニア関連工事の談合による事業者役員の逮捕事案を踏まえ、道において既に仮契約を行っている当該事業者を本契約の相手方とすることは是非や、他の都府県と同様に指名停止を受けた場合に仮契約の解除等ができるよう取扱いを定めることの必要性等について、平成30年第1回定例会において議論があったことなどから、他の都府県の状況を精査し、関係部との協議を行い、落札者が指名停止を受けた場合に当該落札者と契約を締結しない仕組み等の導入について、競争入札参加者審査委員会の承認を受け、改正したもの。

2 主な改正の内容

① 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第5関係

「随意契約の相手方等の制限」を「契約の相手方等の制限」に改め、資格者が指名停止要件のうち、「贈賄」、「独占禁止法違反」、「競売入札妨害又は談合」（以下、「談合等」という。）に該当する場合は、当該資格者を契約の相手方としてはならない旨の規定を追加。

また、「事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きい停止要件該当すると知事が認める場合」（以下「知事が認める場合」という。）にあっても同様とする規定を追加。

② 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第8及び第9関係

「知事が認める場合」に該当するか否かを調査検討等の上、該当する場合は契約の相手方としてはならないことと併せて知事の決定を受け、関係部長等に通知することとする規定を追加。

また、「談合等」の指名停止要件に該当することを報道等により把握したときは、直ちに指名停止及び契約の相手方としてはならないことについて知事の決定を受け、関係部長等に通知し、その後、競争入札参加者審査委員会の審議に付すこととする規定を追加。

③ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第10関係

内申の受理から知事の決定までの標準処理期間に関する規定を追加する。

また、指名停止要件のうち、「談合等」の場合は、指名停止の期間の決定について標準処理期間内に手続きを完了することとする規定を追加。

④ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第12関係

指名停止の決定前に係る措置に、資格者が「談合等」に該当する事実を把握し、当該資格者との契約を締結しようとしているときは、指名停止の決定前にあっては指名停止の決定の通知を受けるまでの間、契約の締結を保留するものとする規定を追加。

【競争入札参加資格者指名停止事務処理要領・新旧対照表（抜粋）】

【主な改正の内容 ①】 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第5 新旧対照表		
改正後	改正前	考 え 方
<p>(契約の相手方の制限)</p> <p>第5 支出負担行為担当者等は、資格者が別表第9項から第17項までの停止要件に該当するものとして、契約書を作成する契約の締結前に指名停止を受けた場合は、指名停止の期間中の当該資格者を当該契約の相手方としてはならない。</p> <p>また、当該資格者が議会の議決に付すべき契約における落札者である場合、本契約の締結前においては、仮契約を締結せず又は仮契約を解除し、本契約を締結しないこととする。</p> <p>2 前項の取扱いは、同項に掲げる停止要件以外の停止要件に該当する場合であって、その事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当すると知事が認める場合にあっても同様とする。</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>(随意契約の相手方の制限)</p> <p>第5</p> <p>支出負担行為担当者等は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときはこの限りではない。</p>	<p>●契約締結前に「贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合」により指名停止を受けた資格者を契約の相手方としてはならないことを規定</p> <p>●前項のほか、知事が契約の相手方として適当でないと認めるものも同様に契約の相手方としてはならないことを規定</p>

【主な改正の内容 ②】 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第8及び第9 新旧対照表		
改正後	改正前	考 え 方
<p>(指名停止の審査)</p> <p>第8 審査担当部長等は、第7第2項の規定により、内申書を受理したときは、速やかに当該内申に係る事項につき必要に応じその事実とともに、当該内申に係る事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当するか否かを併せて調査検討等の上、当該内申書に意見を付して競争入札参加者審査委員会に送付するものとする。</p> <p>2 審査担当部長等は、前項により送付した事案につき、競争入札参加者審査委員会から審議結果の通知があったときは、当該資格者の競争入札への参加指名の停止、その期間及び事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当する場合の第5第2項の適用について、知事の決定を受けるものとする。</p> <p>3 審査担当部長等は、当該内申の事案が別表第9項から第17項までの停止要件に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、第7第2項の規定により、内申書を受理した後、直ちに当該資格者の指名の停止及び契約の相手方としてはならないことについて、競争入札参加者審査委員会の審議を経ずに知事の決定を受けるものとする。ただし、当該内申の事案から別表の停止要件に係る指名停止の期間が明らかでない場合は、指名停止の期間についても併せて知事の決定を受けるものとする。</p> <p>4 審査担当部長等は、前項の規定により決定した事案の指名停止の期間について、速やかに当該内申に係る事項につき必要に応じその事実を調査確認等の上、当該内申書に意見を付して競争入札参加者審査委員会に送付するものとする。</p> <p>5 審査担当部長等は、前項により送付した事案につき、競争入札参加者審査委員会から審議結果の通知があったときは、知事の決定を受けるものとする。この場合において、第3項ただし書の規定により指名停止の期間を競争入札参加者審査委員会の審議を経ずに知事の決定を受けた場合であって、競争入札参加者審査委員会からの審議の結果、指名停止の期間を変更する必要がないときは、知事の決定を要しないものとする。</p> <p>6 第3項の規定は、審査担当部長等が、別表第9項から第17項までの停止要件に該当する事案を報道等により把握した場合に準用する。</p> <p>(指名停止等の通知)</p> <p>第9 審査担当部長等は、第8第2項及び第3項の規定による知事の決定を受けたときは、資格者に対し競争入札参加指名停止書(別記第2号様式その1)により、関係の部長等、部局長及び地方部局長に対し競争入札参加資格者指名停止通知書(別記第3号様式その1)により通知するものとする。この場合において、当該資格者を契約の相手方としてはならないこと知事の決定を受けたときは、その旨を関係の部長等、部局長及び地方部局長に対し併せて通知するものとする。</p>	<p>(指名停止の審査)</p> <p>第8 審査担当部長等は、第7第2項の規定により、内申書を受理したときは、速やかに当該内申に係る事項につき必要に応じその事実を調査確認等の上、当該内申書に意見を付して競争入札参加者審査委員会に送付するものとする。</p> <p>2 審査担当部長等は、前項により送付した事案につき、競争入札参加者審査委員会から審議結果の通知があったときは、当該資格者の競争入札への参加指名の停止及びその期間について知事の決定を受けるものとする。</p> <p>(指名停止等の通知)</p> <p>第9 審査担当部長等は、第8第2項の規定による知事の決定を受けたときは、資格者に対し競争入札参加指名停止書(別記第2号様式その1)により、関係の部長等、部局長及び地方部局長に対し競争入札参加資格者指名停止通知書(別記第3号様式その1)により通知するものとする。</p>	<p>●知事が契約の相手方として適当でないと認めるものについて、指名停止と併せて調査検討等を行うことを規定</p> <p>●契約の相手方としてはならないことについては、指名停止等と併せて知事の決定を受けることを規定</p> <p>●「贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合」に該当する場合、指名停止及び契約の相手方としてはならないことについて、競争入札参加者審査委員会の審議を経ずに直ちに知事の決定を受けること、指名停止の期間が明らかでない場合は、併せて知事の決定を受けることができることを規定</p> <p>●前項により知事の決定を受けた場合も競争入札参加者審査委員会に内申書を送付することを規定</p> <p>●競争入札参加者審査委員会の審議結果の通知があったときは、第3項ただし書の規定による決定を受けた場合であって指名停止期間の変更を必要としないときを除き、知事の決定を受けることを規定</p> <p>●「贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合」に該当する場合、審査担当部長等が報道等により把握したときの準用規定を規定</p> <p>●契約の相手方としてはならないことについて知事の決定を受けた場合は、その旨を併せて関係部長等に通知することを規定</p>

【競争入札参加資格者指名停止事務処理要領・新旧対照表（抜粋）】

【主な改正の内容 ③】 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第10 新旧対照表		
改正後	改正前	考え方
<p><u>(指名停止の決定に係る標準処理期間等)</u></p> <p>第10 審査担当部長等は、17日以内（北海道の休日に関する条例（平成元年条例第2号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。）を標準とし、第8第1項及び第2項の規定による内申書の受理から知事の決定までの手続きを完了するものとする。</p> <p>2 審査担当部長等は、内申に係る事案が別表第9項から第17項までの停止要件に該当するときは、内申書の受理から第8第5項の規定による知事の決定までの手続きを前項に定める期間内に完了するものとする。</p>	<p><u>【新設】</u></p>	<p>●指名停止から知事の決定までの手続きについて、標準処理期間を設定することを規定</p> <p>●「贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合」による指名停止期間の決定について、標準処理期間を設定することを規定</p>

【主な改正の内容 ④】 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第12 新旧対照表		
改正後	改正前	考え方
<p><u>(指名停止の決定前における措置)</u></p> <p>第12 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 審査担当部長等は、資格者が別表第9項から第17項までの停止要件に該当するものとして第7第2項の規定による内申書を受理したとき又は当該停止要件に該当する事案を報道等により把握したときは、第8第3項の規定に基づく指名停止の決定前において、第9第1項の規定による通知を受けるまでの間、第5第1項の規定を適用する契約については当該資格者との契約の締結を保留すべきことを決定するものとする。この場合において、審査担当部長等は、速やかに関係の部長等、部局長及び地方部局長に対し当該決定の内容を通知するものとする。</p> <p>4 前項の通知を受けた場合、支出負担行為担当者等が当該資格者との間で第5第1項の規定を適用する契約を締結しようとしているときは、第9第1項の規定による通知を受けるまでの間、当該契約の締結を保留することとする。</p>	<p><u>(指名停止の決定前における措置)</u></p> <p>第11 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>●「贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合」に該当する事案の場合、指名停止の決定前には指名停止決定通知を受けるまでの間、契約の締結を保留すべきことを通知することを規定</p> <p>●前項の通知を受けた支出負担行為担当者等は契約の締結を保留することを規定</p>

競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について 新旧対照表

新

旧

<p>このことについて、競争入札参加資格関係事務処理要領（昭和48年4月22日付け総務省指名停止事務処理要領（依命通達）第9号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務処理要領の制定に当たって」）第9項の規定に基づき別紙のとおりに行われる。</p> <p>（出納局総務課企画係）</p> <p>別紙</p> <p>競争入札参加資格者指名停止事務処理要領</p> <p>第1～第4（現行どおり）</p> <p>（契約の相手方の制限）</p> <p>第5 支出負担行為担当者等は、資格者が別表第9項から第17項までの停止要件に該当するものとして、契約書を作成する契約締結前に指名停止を受けた場合は、指名停止の期間中の当該資格者を当該契約の相手方としてはならない。</p> <p>また、当該資格者が議会の議決に付すべき契約における落札者である場合、本契約締結前においては、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除し、本契約締結しないこととする。</p> <p>2 前項の取扱いは、同項に掲げる停止要件以外の停止要件に該当する場合であつて、その事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当するものときも同様とする。</p> <p>3 支出負担行為担当者等は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方承認を受けたときは、やむを得ない限り、資格者を随意契約の相手方の承認を受けない。</p> <p>第6～第7（現行どおり）</p> <p>（審査担当者等による審査）</p> <p>第8 審査担当者等による審査は、第7項の規定により、内申書を受理したときは、審査担当者等による審査は、審査担当者等による審査を要しない。審査担当者等による審査は、審査担当者等による審査を要しない。</p> <p>2 審査担当者等による審査は、前項により送付したときは、競争入札参加資格者審査委員会に送付する。</p> <p>3 審査担当者等による審査は、前項の規定にかかわらず、第7項の規定により、審査担当者等による審査は、審査担当者等による審査を要しない。審査担当者等による審査は、審査担当者等による審査を要しない。</p> <p>4 審査担当者等による審査は、前項の規定にかかわらず、第7項の規定により、審査担当者等による審査は、審査担当者等による審査を要しない。審査担当者等による審査は、審査担当者等による審査を要しない。</p>	<p>このことについて、競争入札参加資格関係事務処理要領（昭和48年4月22日付け総務省指名停止事務処理要領（依命通達）第9号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務処理要領の制定に当たって」）第9項の規定に基づき別紙のとおりに行われる。</p> <p>（出納局総務課企画係）</p> <p>別紙</p> <p>競争入札参加資格者指名停止事務処理要領</p> <p>第1～第4（略）</p> <p>（随意契約の相手方の制限）</p> <p>第5 支出負担行為担当者等は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方の承認を受けたときは、やむを得ない限り、資格者を随意契約の相手方の承認を受けない。</p> <p>第6～第7（略）</p> <p>（審査担当者等による審査）</p> <p>第8 審査担当者等による審査は、第7項の規定により、内申書を受理したときは、審査担当者等による審査は、審査担当者等による審査を要しない。審査担当者等による審査は、審査担当者等による審査を要しない。</p> <p>2 審査担当者等による審査は、前項により送付したときは、競争入札参加資格者審査委員会に送付する。</p>
---	---

5 審査担当部長等は、前項により送付したとき、競争入札参加者審査委員会から審査結果の通知があったときは、知事の決定を受け、競争入札の場合において、第3項ただし書の規定により指名停止の期間を競争入札参加者審査委員会から知事の決定を受けた場合であつて、競争入札参加者審査委員会からの審議の結果、指名停止の期間を変更する必要がないときは、知事の決定を要しないものとする。

6 第3項の規定は、審査担当部長等が、別表第9項から第17項までの停止要件に該当する事案を報道等により把握した場合に準用する。

(指名停止等の通知)
第9 審査担当部長等は、第8項及び第3項の規定による知事の決定を受け、関係者に対し、資格者に対する競争入札参加者審査委員会からの審査結果の通知を受けたとき、競争入札参加者審査委員会から知事の決定を受けたときは、第3項ただし書の規定により指名停止の期間を競争入札参加者審査委員会から知事の決定を受けた場合であつて、競争入札参加者審査委員会からの審議の結果、指名停止の期間を変更する必要がないときは、知事の決定を要しないものとする。

2 審査担当部長等は、第8項及び第3項の規定による知事の決定を受け、関係者に対し、資格者に対する競争入札参加者審査委員会からの審査結果の通知を受けたとき、競争入札参加者審査委員会から知事の決定を受けたときは、第3項ただし書の規定により指名停止の期間を競争入札参加者審査委員会から知事の決定を受けた場合であつて、競争入札参加者審査委員会からの審議の結果、指名停止の期間を変更する必要がないときは、知事の決定を要しないものとする。

(指名停止の決定に係る標準処理期間等)
第10 審査担当部長等は、17日以内(北海道の休日に関する条例(平成元年条例第2号)第1条第1項各号に規定する休日を除く。)を標準とし、第8項第1項及び第2項の規定による内申書の受理から知事の決定までの手続を完了するものとする。

2 審査担当部長等は、内申に係る事案が別表第9項から第17項までの停止要件に該当するときは、内申書の受理から第8項第5項の規定による知事の決定までの手続を前項に定める期間内に完了するものとする。

(指名停止期間の変更及び指名停止の解除)
第11 (現行どおり)

(指名停止の決定前における措置)
第12 (現行どおり)

3 審査担当部長等は、資格者が別表第9項から第17項までの停止要件に該当するものとするときは、第7項の規定により把握したとき又は第8項の規定に基づき指名停止の決定前において、第9項の規定による通知を受け、審査担当部長等は、速やかに関係の部長等、部局長及び地方部局長に対し当該内容を通知するものとする。

4 前項の通知を受けた場合、支出負担行為担当者等が当該資格者との間で第5項第1項の規定を適用する契約を締結しようとしているときは、第9項第1項の規定による通知を受けるまでの間、当該契約の締結を保留することとする。

(要領及び指名停止の公表)
第13 (現行どおり)

(経過措置)
第14 (現行どおり)

(指名停止等の通知)
第9 審査担当部長等は、第8項第2項の規定による知事の決定を受けたときは、関係者に対し、資格者に対する競争入札参加者審査委員会からの審査結果の通知を受けたとき、競争入札参加者審査委員会から知事の決定を受けたときは、第3項ただし書の規定により指名停止の期間を競争入札参加者審査委員会から知事の決定を受けた場合であつて、競争入札参加者審査委員会からの審議の結果、指名停止の期間を変更する必要がないときは、知事の決定を要しないものとする。

2 審査担当部長等は、第8項第2項の規定による知事の決定を受け、関係者に対し、資格者に対する競争入札参加者審査委員会からの審査結果の通知を受けたとき、競争入札参加者審査委員会から知事の決定を受けたときは、第3項ただし書の規定により指名停止の期間を競争入札参加者審査委員会から知事の決定を受けた場合であつて、競争入札参加者審査委員会からの審議の結果、指名停止の期間を変更する必要がないときは、知事の決定を要しないものとする。

【新設】

(指名停止期間の変更及び指名停止の解除)
第10 (略)

(指名停止の決定前における措置)
第11 (略)

(要領及び指名停止の公表)
第12 (略)

(経過措置)
第13 (略)

競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について 新旧対照表

新

別記第2号様式その1

競争入札参加指名停止書

(記号) 第 年 月 日

北海道知事 印

(資格者) 様

北海道が行う
に係る指名競争入札に関する指名を次のとおり停止した
ので通知します。

1 指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 指名停止の理由

(部 課 グループ)

注1 要領第8第3項本文の規定により、指名停止を通知するときは、「北海道が行
うに係る指名競争入札に関する指名を次のとおり停止したので通知
します。」の次に「なお、指名停止の期間については、別途、通知します。」と
し、1の事項を削除し、「2 指名停止の理由」を「指名停止の理由」とし、通
知すること。

2 1の通知の後、指名停止の期間を通知するときは「 年 月 日付け(記
号)第 号により北海道が行った に係る指名競争入札に関する指名停
止について、次のとおり指名停止の期間を決定したので通知します。」とし、通
知すること。

3 要領第9第2項の規定により、指名停止となる資格者から、当該資格者を構
成員とする共同企業体についても指名停止となる旨を周知させるときは、次の
文言を追加して通知すること。
「3 あなた(貴社)を構成員とする共同企業体の指名停止
あなた(貴社)を構成員とする共同企業体についても、次の期間中は指
名停止となりますので、これを了知の上、関係者に周知してください。」

年 月 日 から 年 月 日 まで

旧

別記第2号様式その1

競争入札参加指名停止書

(記号) 第 年 月 日

北海道知事 印

(資格者) 様

北海道が行う
に係る指名競争入札に関する指名を次のとおり停止した
ので通知します。

1 指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 指名停止の理由

(部 課 グループ)

注

要領第9第2項の規定により、指名停止となる資格者から、当該資格者を構成
員とする共同企業体についても指名停止となる旨を周知させるときは、次の文言
を追加して通知すること。
「3 あなた(貴社)を構成員とする共同企業体の指名停止
あなた(貴社)を構成員とする共同企業体についても、次の期間中は指名
停止となりますので、これを了知の上、関係者に周知してください。」

年 月 日 から 年 月 日 まで

別記第2号様式その2

競争入札参加指名停止期間変更通知書

(記号) 第 号
年 月 日

(資格者) 様

北海道知事 印

年 月 日付け第 号で通知した指名競争入札に関する指名停止期間を次のとおり変更したので通知します。

1 指名停止の期間 変更前 年 月 日から 年 月 日まで
変更後 年 月 日から 年 月 日まで

2 指名停止期間変更の理由

(部 課 グループ)

注 要領第11において準用する第9第2項の規定により、指名停止期間の変更となる資格者から、当該資格者を構成員とする共同企業体についても指名停止となる旨を周知させるときは、次の文言を追加して通知すること。
「3 あなた(貴社)を構成員とする共同企業体の指名停止期間の変更 あなた(貴社)を構成員とする共同企業体についても、次の期間中は指名停止となりますので、これを了知の上、関係者に周知してください。
指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで」

別記第2号様式その2

競争入札参加指名停止期間変更通知書

(記号) 第 号
年 月 日

(資格者) 様

北海道知事 印

年 月 日付け第 号で通知した指名競争入札に関する指名停止期間を次のとおり変更したので通知します。

1 指名停止の期間 変更前 年 月 日から 年 月 日まで
変更後 年 月 日から 年 月 日まで

2 指名停止期間変更の理由

(部 課 グループ)

注 要領第10において準用する第9第2項の規定により、指名停止期間の変更となる資格者から、当該資格者を構成員とする共同企業体についても指名停止となる旨を周知させるときは、次の文言を追加して通知すること。
「3 あなた(貴社)を構成員とする共同企業体の指名停止期間の変更 あなた(貴社)を構成員とする共同企業体についても、次の期間中は指名停止となりますので、これを了知の上、関係者に周知してください。
指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで」

別記第2号様式その3

競争入札参加指名停止解除通知書

(記号) 第 号
年 月 日

(資格者) 様

北海道知事 印

年 月 日付け第 号で通知した指名競争入札に関する指名停止を
年 月 日付けで解除したので通知します。

指名停止解除の理由

(部 課 グループ)

注 要領第11において準用する第9第2項の規定により、指名停止が解除となる資格者から、当該資格者を構成員とする共同企業体についても指名停止が解除となる旨を周知させるときは、「指名停止解除の理由」を「1 指名停止解除の理由」とし、次の文言を追加して通知すること。

「2 あなた(貴社)を構成員とする共同企業体の指名停止の解除
あなた(貴社)を構成員とする共同企業体についても、年 月 日付け
で指名停止の解除となりますので、これを了知の上、関係者に周知してください。」

別記第2号様式その3

競争入札参加指名停止解除通知書

(記号) 第 号
年 月 日

(資格者) 様

北海道知事 印

年 月 日付け第 号で通知した指名競争入札に関する指名停止を
年 月 日付けで解除したので通知します。

指名停止解除の理由

(部 課 グループ)

注 要領第10において準用する第9第2項の規定により、指名停止が解除となる資格者から、当該資格者を構成員とする共同企業体についても指名停止が解除となる旨を周知させるときは、「指名停止解除の理由」を「1 指名停止解除の理由」とし、次の文言を追加して通知すること。

「2 あなた(貴社)を構成員とする共同企業体の指名停止の解除
あなた(貴社)を構成員とする共同企業体についても、年 月 日付け
で指名停止の解除となりますので、これを了知の上、関係者に周知してください。」

別記第3号様式その1

競争入札参加資格指名停止通知書

(記号) 第 年 月 日

審査担当部長

(関係部長等・部局長・地方部局長) 様

競争入札参加者指名停止事務処理要領に基づき、次のとおり指名の停止が決定されたので通知します。

指名停止該当者、指名停止期間等

資格者の住所氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	資格種別	指名停止期間	該当事項	名簿番号
		年 月 日から 年 月 日まで	指名停止基準 別表第 項 第 号該当	

注1 要領第4第3項の規定により、指名停止該当者を構成員とする共同企業体について指名停止をすときは、「指名停止該当者、指名停止期間等」を「1 指名停止該当者、指名停止期間等」とし、次の文言を加えるものとする。
「2 指名停止該当者を構成員とする共同企業体の指名停止等指名停止該当者を構成員とする共同企業体も、要領第4第3項の規定に基づき 次の期間中は、指名停止となります。
指名停止の期間 年 月 日から 日まで」

2 要領第8第3項本文の規定により、指名停止を通知するときは、「競争入札参加者指名停止事務処理要領に基づき、次のとおり指名の停止が決定されたので通知します。」の次に「なお、指名停止の期間については、別途、通知します。」とし、「指名停止該当者、指名停止期間等」を「指名停止該当者等」とし、表中「指名停止期間」の欄を削除し、通知すること。

3 2の通知の後、指名停止の期間を通知するときは「 年 月 日付け(記号)第 号により北海道が行った に係る指名競争入札に関する指名停止について、次のとおり指名停止期間を決定したので通知します。」とし、通知すること。

4 要領第9第1項の規定により、指名停止該当者を契約の相手方としてはならぬ旨の通知をするときは、「名簿番号等」欄に名簿番号のほか、要領第5第1項又は第2項に該当する旨を記載して通知すること。

別記第3号様式その2及び別記第3号様式その3 (現行どおり)

別記第3号様式その1

競争入札参加資格指名停止通知書

(記号) 第 年 月 日

審査担当部長

(関係部長等・部局長・地方部局長) 様

競争入札参加者指名停止事務処理要領に基づき、次のとおり指名の停止が決定されたので通知します。

指名停止該当者、指名停止期間等

資格者の住所氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	資格種別	指名停止期間	該当事項	名簿番号
		年 月 日から 年 月 日まで	指名停止基準 別表第 項 第 号該当	

注 要領第4第3項の規定により、指名停止該当者を構成員とする共同企業体について指名停止をすときは、「指名停止該当者、指名停止期間等」を「1 指名停止該当者、指名停止期間等」とし、次の文言を加えるものとする。
「2 指名停止該当者を構成員とする共同企業体の指名停止等指名停止該当者を構成員とする共同企業体も、要領第4第3項の規定に基づき 次の期間中は、指名停止となります。
指名停止の期間 年 月 日から 日まで」

別記第3号様式その2及び別記第3号様式その3 (略)

○競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について

平成4年9月11日 局総第461号
各部長、各種委員会事務局長、議会議務局長、
各部局長、各地方部局長あて 総務部長、
土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部
長、林務部長、出納局長

〔沿革〕 平成6年8月15日局総第314号、9年8月5日第359号、12年6月27日第239号、13年11月20日第540号、15年3月31日第751号、16年2月6日第11063号、17年3月31日第2932号、18年3月31日第2673号、20年3月31日第2523号、21年2月12日第2018号、10月1日第1071号、22年3月31日第1976号、25年3月29日第2004号、27年5月29日第120号、30年6月15日第128号 改正

このことについて、競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和48年4月2日付け局総第111号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務処理要綱の制定について（依命通達）」）第9第2項の規定に基づき別紙のとおり競争入札参加資格者指名停止事務処理要領を定めたので、事務の執行を適切に行ってください。

（出納局総務課企画係）

別紙

競争入札参加資格者指名停止事務処理要領

(趣旨)

第1 道が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）の指名停止の事務処理については法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要領に定めるところによるものとする。

(指名停止)

第2 知事は、資格者が別表第1又は別表第2の各項に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。

2 知事が指名停止を行ったときは、支出負担行為担当者等（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第2条第8号に規定する契約担当者、同条第9号に規定する支出負担行為担当者及び同規則第9条第3項に規定する支出負担行為に相当する行為を行う者。以下同じ。）は、指名競争入札の参加者の指名を行うに際し、当該指名停止に係る資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3 資格者が1の事案により別表各項の停止要件の2以上に該当したときは、当該停止要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1項から第8項まで又は第9項から第21項（別表第2にあっては第19項）までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ同表第1項から第8項まで又は第9項から第21項（別表第2にあっては第19項）までの停止要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第9項から第11項まで又は第12項から第17項までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9項から第11項まで又は第12項から第17項までの停止要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 知事は、資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 知事は、資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 知事は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 知事は、別表第12項又は第15項の停止要件に該当し、指名停止を行った資格者について、当該停止の期間が満了している場合において、当該事案について極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

7 知事は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4 知事は、第2第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 知事は、第2第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 知事は、第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 知事は、指名停止の期間中の資格者に対し、第3第5項の規定による指名停止の期間の変更を行うときは、前3項の規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第3第5項の規定により指名停止の期間の変更をした資格者の変更後の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の期間の変更を行うものとする。

5 知事は、指名停止の期間中の資格者に対し、第3第6項の規定による指名停止の解除を行うときは、第1項から第3項までの規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第3第6項の規定により指名停止の解除を行った資格者と併せて指名停止の解除を行うものとする。

(契約の相手方の制限)

第5 支出負担行為担当者等は、資格者が別表第9項から第17項までの停止要件に該当するものとして、契約書を作成する契約の締結前に指名停止を受けた場合は、指名停止の期間中の当該資格者を当該契約の相手方としてはならない。

また、当該資格者が議会の議決に付すべき契約における落札者である場合、本契約の締結前においては、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除し、本契約を締結しないこととする。

2 前項の取扱いは、同項に掲げる停止要件以外の停止要件に該当する場合であって、その事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当すると知事が認めるときも同様とする。

3 支出負担行為担当者等は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第6 支出負担行為担当者等は、指名停止の期間中の資格者が当該支出負担行為担当者等の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(停止要件該当者の報告等)

第7 部局長（北海道財務規則第2条第4号に規定する部局長をいう。以下同じ。）（教育長及び

警察本部長を除く。)及び地方部局長(北海道財務規則第2条第5号に規定する地方部局長をいう。以下同じ。)は、当該部局長及び地方部局長の所管(北海道財務規則第213条の3の規定に基づき依頼された物品の購入等の事務については、当該依頼を受けた総合振興局長又は振興局長の所管とみなす。)に係る事項に関し、別表の停止要件に該当する者があると認めるときは、速やかに競争入札参加指名停止内申書(別記第1号様式。以下「内申書」という。)により主管の部長等(北海道財務規則第2条第1号に規定する部長等をいう。以下同じ。)(教育長及び警察本部長を含む。)に報告するものとする。

- 2 部長等(教育長及び警察本部長を含む。)は、前項の規定による報告を受理したときは、直ちに、内申書を審査担当部長等(競争入札参加資格関係事務取扱要領(昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」)第2の1の(3)の表の右欄に規定する審査担当部長等をいう。以下同じ。)に送付するものとする。
- 3 部長等(教育長及び警察本部長を含む。)は、当該部長等の所管(北海道財務規則第204条の19及び第204条の20の規定に基づき依頼された公有財産の取得等の事務並びに第213条の2及び第213条の3の規定に基づき依頼された物品の購入等の事務については、当該依頼を受けた総務部長、建設部長又は出納局長の所管とみなす。)に係る事項に関し、別表の停止要件に該当する者があると認めるときは、前各項の規定の例によるものとする。

(指名停止の審査)

第8 審査担当部長等は、第7第2項の規定により、内申書を受理したときは、速やかに当該内申に係る事項につき必要に応じその事実とともに、当該内申に係る事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当するか否かを併せて調査検討等の上、当該内申書に意見を付して競争入札参加者審査委員会に送付するものとする。

2 審査担当部長等は、前項により送付した事案につき、競争入札参加者審査委員会から審議結果の通知があったときは、当該資格者の競争入札への参加指名の停止、その期間及び事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当する場合の第5第2項の適用について、知事の決定を受けるものとする。

3 審査担当部長等は、当該内申の事案が別表第9項から第17項までの停止要件に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、第7第2項の規定により、内申書を受理した後、直ちに当該資格者の指名の停止及び契約の相手方としてはならないことの決定について、競争入札参加者審査委員会の審議を経ずに知事の決定を受けるものとする。ただし、当該内申の事案から別表の停止要件に係る指名停止の期間が明らかな場合は、指名停止の期間についても併せて知事の決定を受けるものとする。

4 審査担当部長等は、前項の規定により決定した事案の指名停止の期間について、速やかに当該内申に係る事項につき必要に応じその事実を調査確認等の上、当該内申書に意見を付して競争入札参加者審査委員会に送付するものとする。

5 審査担当部長等は、前項により送付した事案につき、競争入札参加者審査委員会から審議結果の通知があったときは、知事の決定を受けるものとする。この場合において、第3項ただし書の規定により指名停止の期間を競争入札参加者審査委員会の審議を経ずに知事の決定を受けた場合であって、競争入札参加者審査委員会からの審議の結果、指名停止の期間を変更する必要がないときは、知事の決定を要しないものとする。

6 第3項の規定は、審査担当部長等が、別表第9項から第17項までの停止要件に該当する事案を報道等により把握した場合に準用する。

(指名停止等の通知)

第9 審査担当部長等は、第8第2項及び第3項の規定による知事の決定を受けたときは、資格者に対し競争入札参加指名停止書(別記第2号様式その1)により、関係の部長等、部局長及び地方部局長に対し競争入札参加資格者指名停止通知書(別記第3号様式その1)により通知するものとする。この場合において、当該資格者を契約の相手方としてはならないことの知事の決定を受けたときは、その旨を関係の部長等、部局長及び地方部局長に対し併せて通知するものとする。

2 審査担当部長等は、第8第2項及び第3項の規定による知事の決定を受けたもののうち、第4第3項の規定により指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体に対し指名停止の決定を受けたものについては、指名停止となる当該構成員から、当該共同企業体についても指名停止となる旨を周知させることができる。

(指名停止の決定に係る標準処理期間等)

第10 審査担当部長等は、17日以内(北海道の休日に関する条例(平成元年条例第2号)第1条第1項各号に規定する休日を除く。)を標準とし、第8第1項及び第2項の規定による内申書の受理から知事の決定までの手続きを完了するものとする。

2 審査担当部長等は、内申に係る事案が別表第9項から第17項までの停止要件に該当するときは、内申書の受理から第8第5項の規定による知事の決定までの手続きを前項に定める期間内に完了するものとする。

(指名停止期間の変更及び指名停止の解除)

第11 第7、第8及び第9の規定は、指名停止期間の変更及び指名停止の解除の場合について準用する。この場合において、資格者に対し指名停止期間の変更にあつては競争入札参加指名停止期間変更通知書(別記第2号様式その2)により、指名停止の解除にあつては競争入札参加指名停止解除通知書(別記第2号様式その3)により通知するものとし、関係の部長等、部局長及び地方部局長に対し、指名停止の期間の変更にあつては競争入札参加資格者指名停止期間変更通知書(別記第3号様式その2)により、指名停止の解除にあつては競争入札参加資格者指名停止解除通知書(別記第3号様式その3)により通知するものとする。

(指名停止の決定前における措置)

第12 審査担当部長等は、第8第2項の規定に基づく指名停止の決定前において別表の停止要件に該当することとなる資格者を指名競争入札に参加させないこととする必要がある場合は、その旨を決定することができる。この場合において審査担当部長等は、速やかに関係の部長等及び部局長に対し当該決定の内容を通知するものとする。

2 審査担当部長等は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、競争入札参加者審査委員会の委員長たる副知事(副知事が不在の場合は、競争入札参加者審査委員会の委員たる建設部長)に協議するものとする。

3 審査担当部長等は、資格者が別表第9項から第17項までの停止要件に該当するものとして第7第2項の規定による内申書を受理したとき又は当該停止要件に該当する事案を報道等により把握したときは、第8第3項の規定に基づく指名停止の決定前において、第9第1項の規定による通知を受けるまでの間、第5第1項の規定を適用する契約については当該資格者との契約の締結を

保留すべきことを決定するものとする。この場合において、審査担当部長等は、速やかに関係の部長等、部局長及び地方部局長に対し当該決定の内容を通知するものとする。

4 前項の通知を受けた場合、支出負担行為担当者等が当該資格者との間で第5第1項の規定を適用する契約を締結しようとしているときは、第9第1項の規定による通知を受けるまでの間、当該契約の締結を保留することとする。

(要領及び指名停止の公表)

第13 部長等、部局長及び地方部局長は、それぞれ閲覧場所を定めて、この要領を公表するものとする。

2 第9の規定により指名停止の通知を受けた関係の部長等、部局長及び地方部局長は、前項の閲覧場所において、遅滞なく、当該指名停止に係る競争入札参加指名停止通知書の写しを公表するものとする。この場合において、公表期間は、当該指名停止の期間とする。

(経過措置)

第14 この要領の施行前において指名停止基準（昭和48年4月2日付け局総第111号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務処理要綱の制定について（依命通達）」。以下「旧基準」という。）により指名停止を受けた者については、当該指名停止の期間が経過することとなる日までの間は、なお従前の例による。

2 旧基準に該当した者で、この要領の施行の日までにその措置の決定をしていない者については、この要領により取り扱うものとする。

別表第1

建設工事請負契約に係る指名停止基準

停 止 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 道の発注する工事の請負契約に係る競争入札の執行の際に提出させる条件付一般競争入札参加資格審査申請書(添付資料を含む。)その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 道と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「道発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>3 道内における工事で前項に掲げるものの以外のも(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、道発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上 4 箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 道発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆</p>	<p>当該認定をした日から</p>

停 止 要 件	期 間
<p>に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p> <p>7 道発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上 4 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上 2 箇月以内</p>
<p>（贈賄）</p> <p>9 次の（1）、（2）又は（3）に掲げる者が、道の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（1）資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）。</p> <p>（2）資格者の役員又は支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結す</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12 箇月以上 24 箇月以内</p> <p>9 箇月以上 18 箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>る事務所をいう。)を代表する者で (1) に掲げる者以外のもの(以下 「一般役員等」という。)</p>	
<p>(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者 以外のもの(以下「使用人」とい う。)</p>	<p>6箇月以上 12箇月以内</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者 が、道内の他の公共機関の職員に対し て行った贈賄の容疑により逮捕され、 又は逮捕を経ないで公訴を提起された とき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 代表役員等</p>	<p>6箇月以上 18箇月以内</p>
<p>(2) 一般役員等</p>	<p>4箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(3) 使用人</p>	<p>2箇月以上 6箇月以内</p>
<p>11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者 が、道外の他の公共機関の職員に対し て行った贈賄の容疑により逮捕され、 又は逮捕を経ないで公訴を提起された とき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 代表役員等</p>	<p>4箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(2) 一般役員等</p>	<p>2箇月以上 6箇月以内</p>
<p>(3) 使用人</p>	<p>1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為) 12 道発注工事に関し、私的独占の禁止 及び公正取引の確保に関する法律(昭 和22年法律第54号。以下「独占禁止 法」という。)第3条又は第8条第1 号の規定に違反し、工事の請負契約の</p>	<p>当該認定をした日から 9箇月以上 18箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>13 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4箇月以上 18箇月以内</p>
<p>14 道外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>15 道発注工事に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 9箇月以上 24箇月以内</p>
<p>16 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4箇月以上 24箇月以内</p>
<p>17 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>18 道発注工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上 9箇月以</p>

停 止 要 件	期 間
<p>工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	
<p>19 前項に掲げる場合のほか、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>20 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 12 箇月以内</p>
<p>21 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 9 箇月以内</p>

別表第2

建設工事請負契約以外の契約に係る指名停止基準

停 止 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 道の発注する契約に係る競争入札の執行の際に提出させる入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>2 道と締結した契約（以下この表において「道発注契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>3 道内における契約で前項に掲げるものの以外のも（以下この表において「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、道発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上 4 箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 道発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故)</p> <p>7 道発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。</p> <p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上 4 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上 2 箇月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>(2) 資格者の役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12 箇月以上 24 箇月以内</p> <p>9 箇月以上 18 箇月以内</p>

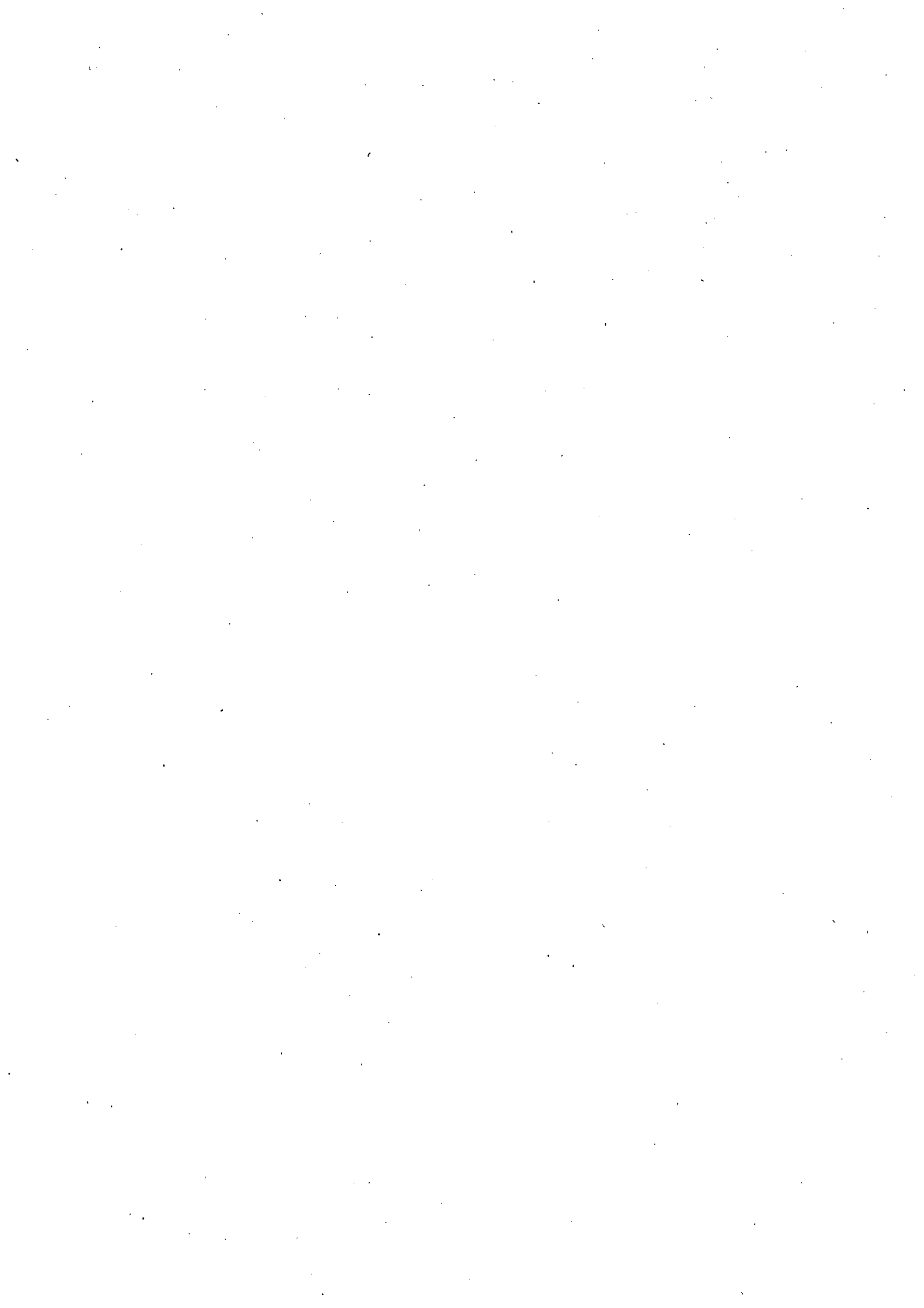
停 止 要 件	期 間
(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	6箇月以上 12箇月以内
10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 代表役員等	6箇月以上 18箇月以内
(2) 一般役員等	4箇月以上 12箇月以内
(3) 使用人	2箇月以上 6箇月以内
11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 代表役員等	4箇月以上 12箇月以内
(2) 一般役員等	2箇月以上 6箇月以内
(3) 使用人	1箇月以上 3箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
12 道発注契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 9箇月以上 18箇月以内

停 止 要 件	期 間
<p>13 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4箇月以上 18箇月以内</p>
<p>14 道外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3箇月以上 12箇月以内</p>
(競売入札妨害又は談合)	
<p>15 道発注契約に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 9箇月以上 24箇月以内</p>
<p>16 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4箇月以上 24箇月以内</p>
<p>17 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上 12箇月以内</p>
(不正又は不誠実な行為)	
<p>18 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上 12箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>19 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上 9箇月以内</p>

建設工事請負契約に係る指名停止基準

停 止 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 道の発注する工事の請負契約に係る競争入札の執行の際に提出させる条件付一般競争入札参加資格審査申請書(添付資料を含む。)その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1箇月以上 6箇月以内
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 道と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「道発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	当該認定をした日から 1箇月以上 6箇月以内
<p>3 道内における工事で前項に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1箇月以上 3箇月以内
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、道発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 2週間以上 4箇月以内
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 道発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1箇月以上 6箇月以内
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1箇月以上 3箇月以内
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 道発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。</p>	当該認定をした日から 2週間以上 4箇月以内
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 2週間以上 2箇月以内
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。) (2) 資格者の役員又は支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。) (3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	当該認定をした日から 12箇月以上 24箇月以内
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等、(2) 一般役員等、(3) 使用人</p>	当該認定をした日から 6箇月以上 18箇月以内 4箇月以上 12箇月以内 2箇月以上 6箇月以内
<p>11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等、(2) 一般役員等、(3) 使用人</p>	当該認定をした日から 4箇月以上 12箇月以内 2箇月以上 6箇月以内 1箇月以上 3箇月以内
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 道発注工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 9箇月以上 18箇月以内
<p>13 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 4箇月以上 18箇月以内
<p>14 道外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 3箇月以上 12箇月以内
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>15 道発注工事に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	当該認定をした日から 9箇月以上 24箇月以内
<p>16 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	当該認定をした日から 4箇月以上 24箇月以内
<p>17 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	当該認定をした日から 2箇月以上 12箇月以内
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>18 道発注工事に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 2箇月以上 9箇月以内
<p>19 前項に掲げる場合のほか、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1箇月以上 9箇月以内
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>20 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1箇月以上 12箇月以内
<p>21 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1箇月以上 9箇月以内



○一般競争入札及び指名競争入札の執行に係る様式の制定について
 (平成16年4月1日局総第11509号出納局長通達) 新旧対照表

新	旧
<p>第2号様式(入札の公告)</p> <p>1から10まで (現行どおり)</p> <p>11 落札者と契約の締結を行わない場合 <u>(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。</u></p> <p><u>(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。</u> <u>(注18)</u></p> <p>12 (現行どおり)</p> <p>13 その他 <u>(1) 北海道議会の議決事件(注19)</u> <u>ア この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。</u> <u>イ 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) この入札は、地方自治法施行令第167条第10第1項の規定により、低入札価格調査の基準価格を設定する。<u>(注20)</u></p> <p>(4) この入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設定する。<u>(注21)</u></p> <p>(5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い<u>(注22)</u>、<u>(注23)</u> ア及びイ 略</p> <p>(6) 入札説明の日時及び場所<u>(注24)</u> ア及びイ 略</p> <p>(7)から(10)まで 略</p> <p>(11) 所得税等の控除 契約の相手方が個人である場合にあつては、この契約に係る契約代金は、所得税法(昭和40年法律第33号)第204条第1項各号に規定する報酬、料金等に該当するので、その支払に当たっては、同項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)第28条第1項に基づき所得税及び復興特別所得税を控除して支払う。<u>(注25)</u></p> <p>(12) 送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいらない限り、再度入札に参加することができない。<u>(注26)</u></p>	<p>第2号様式(入札の公告)</p> <p>1から10 (略)</p> <p>11 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>12 (略)</p> <p>13 その他 (1) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は、仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。<u>(注18)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) この入札は、地方自治法施行令第167条第10第1項の規定により、低入札価格調査の基準価格を設定する。<u>(注19)</u></p> <p>(4) この入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設定する。<u>(注20)</u></p> <p>(5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い<u>(注21)</u>、<u>(注22)</u> ア及びイ 略</p> <p>(6) 入札説明の日時及び場所<u>(注23)</u> ア及びイ 略</p> <p>(7)から(10)まで 略</p> <p>(11) 所得税等の控除 契約の相手方が個人である場合にあつては、この契約に係る契約代金は、所得税法(昭和40年法律第33号)第204条第1項各号に規定する報酬、料金等に該当するので、その支払に当たっては、同項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)第28条第1項に基づき所得税及び復興特別所得税を控除して支払う。<u>(注24)</u></p> <p>(12) 送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいらない限り、再度入札に参加することができない。<u>(注25)</u></p>

- (13) 初度の入札において、入札者が1人の場合であつても、入札を執行する。(注27)
- (14) 略
- (15) この入札の執行は、公開する。(注28)
- (16) 詳細は、入札説明書による。(注29)
- 注1から17 現行どおり
- 18 契約書の作成を要しない契約にあつては、11の(2)の事項を削除すること。
- 19 議会の議決に付すべき契約に該当しない契約にあつては、13の事項を削除すること。
- 20から29 現行どおり

第3号様式(入札説明書)

1から9 (現行どおり)

10 その他

(1) 北海道議会の議決事件

ア この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

イ 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

(2)~(5) (現行どおり)

(6) 落札者と契約の締結を行わない場合

ア 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

イ 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

以下現行どおり

第5号様式(競争入札心得)

第1条から第12条 現行どおり

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があつた場合は、その指示に従ってください。

(北海道議会の議決事件)

第14条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結します。

- (13) 初度の入札において、入札者が1人の場合であつても、入札を執行する。(注26)
- (14) 略
- (15) この入札の執行は、公開する。(注27)
- (16) 詳細は、入札説明書による。(注28)
- 注1から17 略
- (新設)
- 18 議会の議決を必要としない契約の場合は、記載しないこと。
- 19から28 略

第3号様式(入札説明書)

1から9 (略)

10 その他

(1) 北海道議会の議決事件

この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(追加)

(2)~(5) (略)

(6) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(追加)

以下略

第5号様式(競争入札心得)

第1条から第12条 略

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(新設)

2 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(注) 第14条の規定は、議会の議決に付すべき契約に適用する。

(落札者と契約の締結を行わない場合)
第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(注) 第2項の規定は、契約書の作成を要する契約に適用する。

第16条から第22条 現行どおり

(落札者と契約の締結を行わない場合)
第14条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

(追加)

第15条から第21条 略



第2号様式

(入札の公告)

北海道告示第 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成 年 月 日

(支出負担行為担当者の職及び氏名)

1 入札に付す事項（注3）

- (1) 契約の目的の名称及び数量（注4）
- (2) 契約の目的の仕様等
- (3) 履行期限（契約期間）
- (4) 納入場所（履行場所）

2 入札に参加する者に必要な資格（注5）

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成 年北海道告示第 号に規定する の資格を有すること。（注6）
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。（注7）
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。（注7）
- (4) （注8）

3 制限付一般競争入札参加資格の審査（注9）

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前（午後） 時 分から午前（午後） 時 分まで（注10、11）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先（注12）

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

5 入札執行の場所及び日時（注13、14）

- (1) 入札場所 (送付による場合は、)
- (2) 入札日時 平成 年 月 日午前（午後） 時 分（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所
- (4) 開札日時 平成 年 月 日午前（午後） 時 分

6 入札保証金（注15の1）

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 契約保証金（注15の2）

(1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所

(2) 交付方法（注16）

9 送付による入札の可否

認める。（認めない。）

10 落札者の決定方法（注17）

(1) 地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(2) 地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(3) 地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、財務規則第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）であるものを落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。（注18）

12 契約書作成の要否

要（不要）

13 その他

(1) 北海道議会の議決事件（注19）

ア この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により北海道議会

の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

イ 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

(2) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) この入札は、地方自治法施行令第167条10第1項の規定により、低入札価格調査の基準価格を設定する。(注20)

(4) この入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設定する。(注21)

(5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
(注22)、(注23)

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 入札説明の日時及び場所 (注24)

ア 日時

イ 場所

(7) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称

イ 所在地

ウ 電話番号

(8) 契約金額の 割に相当する額以内を前金払する。(前金払はしない。)

(9) 契約金額の範囲内で概算払する。(概算払はしない。)

(10) 部分払を 回行う。(部分払はしない。)

(11) 所得税等の控除

契約の相手方が個人である場合にあつては、この契約に係る契約代金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項各号に規定する報酬、料金等に該当するので、その支払に当たっては、同項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第28条第1項に基づき所得税及び復興特別所得税を控除して支払う。(注25)

(12) 送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加すること

ができない。(注26)

(13) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。(注27)

(14) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(15) この入札の執行は、公開する。(注28)

(16) 詳細は、入札説明書による。(注29)

なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

注1 不要の文字は、抹消して使用すること。

2 この様式に列挙した事項のほか必要な事項を加え、又はこの様式に列挙した事項について必要のない事項を削ること。

3 電子入札による場合は、次の事項を加えること。

(5) 電子入札に関する事項

この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

4 単価について予定価格を定めた場合は、次のように記載すること。

ア 契約の目的の名称 (契約の目的の名称) (1単位) 当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 (数量 (単位))

5 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないことのみを資格要件として一般競争入札をしようとする場合は、次のように記載すること。この場合においては、3制限付一般競争入札参加資格の審査の項は記載しないこと。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

6 第1号様式により資格に関する公示を行った場合は当該告示の番号を、競争入札参加資格関係事務処理要綱(昭和48年4月2日付け局総第111号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務処理要綱の制定について」)第2第1項の規定に基づく公示による場合は当該公示の番号を記載すること。

7 第1号様式により資格に関する公示を行った場合は、記載しないこと。

8 2の(1)～(3)以外の資格を定めた場合に記載すること。

9 2の(1)～(3)以外の資格を定めない場合は、記載しないこと。

10 申請期間の末日を可能な限り入札期日に近づけること。

なお、電子入札による場合は、次のように記載すること。

ア 申請の時期 平成 年 月 日午前(午後) 時 分から

平成 年 月 日午前(午後) 時 分まで

ただし、紙により申請する場合は、 に平成 年 月 日から平成

年 月 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前（午後） 時 分から午前（午後） 時 分まで提出すること。

- 11 括弧書きの除外日については、実際の申請の時期に応じて、適宜修正して記載すること。
- 12 電子入札による場合は、記載しないこと。
- 13 地方自治法施行令第167条の8第1項の規定に留意し、適正に定めることとし、電子入札又は期間入札（「物品購入等に係る一般競争入札の改善について」（平成20年12月18日付け局総第1712号出納局長通達）5に定める期間入札をいう。以下同じ。）による場合は、次のように記載すること。この場合において、期間入札については、括弧書きの除外日を実際の入札受付期間の時期に応じて、適宜修正して記載すること。

なお、送付による入札を認めない場合は、括弧書きの送付による場合の記載はしないこと。

（電子入札による場合）

5. 入札書の提出等

- (1) 入札開始日時 平成 年 月 日午前（午後） 時 分
- (2) 入札書提出締切日時 平成 年 月 日午前（午後） 時 分

ただし、紙により提出する場合は、開札場所を開札予定日時に持参すること。

（また、送付による場合は、 に開札予定日時まで提出すること。）

(3) 開札場所

- (4) 開札予定日時 平成 年 月 日午前（午後） 時 分

（期間入札による場合）

5 入札書の提出等

- (1) 入札書提出場所 (送付による場合は、)
- (2) 入札受付期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前（午後） 時 分から午前（午後） 時 分まで（送付による場合は、当該入札受付期間の最終日時までに必着）

(3) 開札場所

- (4) 開札日時 平成 年 月 日午前（午後） 時 分

- 14 入札と開札を同一の場で行う場合は、(3) 開札場所に「(1)に同じ。」と記載すること。

また、入札と開札を同一の日時に行う場合は、(4) 開札日時に「(2)に同じ。」と記載すること。

- 15の1 入札保証金の納付の必要がないと認め免除を予定しているときは、次のように記載すること。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこと

となるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

15の2 契約保証金の納付の必要がないと認め免除を予定しているときは、次のように記載すること。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

16 交付場所における交付のほか、その他の方法について、次の例のように、具体的に記載すること。この場合において、送料等の負担が必要となる場合は、その負担方法及び金額について記載すること。

(郵送による場合)

(1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量〇〇〇グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

(電子メール送信による場合)

(1)の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール(アドレス: xxxx@pref.hokkaido.lg.jp)で申し込むこと。

(ダウンロードによる場合)

(1)の場所で交付する。

なお、〇〇〇のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/xxx/yyy/zzz.htm>)においてダウンロードすることができる。

(交付場所における直接交付に限る場合)

(1)の場所で直接交付する。

17 単価について予定価格を定めた場合は(2)を、一の契約により複数の役務等を調達する場合で、当該役務等のそれぞれの単価について予定価格を定めたときは、(3)を、それ以外の場合にあっては、(1)を記載すること。

なお、製造その他についての請負の契約以外の場合は、記載事項中「地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、」を削ること。

18 契約書の作成を要しない契約にあっては、11の(2)の事項を削除すること。

19 議会の議決に付すべき契約に該当しない契約にあっては、13の事項を削除すること。

20 低入札価格調査の基準価格を設定しない場合は、記載しないこと。

21 最低制限価格を設定しない場合は、記載しないこと。

22 単価について予定価格を定めた場合は、次のように記載すること。

(5) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加

算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

23 物品の交換契約の場合は、次のように記載すること。

(5) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
道が交換により取得する物品の価格及び道が交換により引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。

24 入札説明を行わない場合は、記載しないこと。

25 この契約に係る契約代金が、所得税法第28条第1項に規定する給与所得に該当するときは、「第204条第1項各号に規定する報酬、料金等」を「第28条第1項に規定する給与所得」に「同項」を「同法第183条第1項」に改めて記載し、所得税法第28条第1項又は同法第204条第1項各号に該当しない場合は記載しないこと。

26 送付による入札を認めない場合は、記載しないこと。ただし、期間入札による場合は、送付による入札を認めるか否かにかかわらず次のとおり記載すること。

(12) 開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

27 予定価格の事前公表をしている場合は、記載しないこと。

28 入札の執行を公開しない場合は、記載しないこと。

29 入札説明書は、必要に応じ、適宜作成すること。



第3号様式

入札説明書

この入札説明書は、平成 年 月 日付け平成 年北海道告示第 号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者（職及び氏名）

2 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量
- (2) 契約の目的の仕様その他の明細（注4）
- (3) 履行期限（契約期間）
- (4) 納入場所（履行場所）

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成 年北海道告示第 号に規定する の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4)

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日除く。）の毎日午前（午後） 時 分から午前（午後） 時 分まで

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。（注5）

ウ 申請書類の提出先

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所（送付による場合は、 ）
- (2) 入札日時 平成 年 月 日午前（午後） 時 分（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所
- (4) 開札日時 平成 年 月 日午前（午後） 時 分

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則（北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、財務規則第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

8 送付による入札の可否

認める。（認めない。）

9 契約書作成の要否

要（不要）

10 その他

(1) 北海道議会の議決事件

ア この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

イ 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

(2) 低入札価格調査の基準価格

この入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定している。（設定していない。）

(3) 最低制限価格

この入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定している。（設定していない。）

(4) 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(6) 落札者と契約の締結を行わない場合

ア 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

イ 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

(7) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(8) 入札説明の日時及び場所

ア 日時

イ 場所

(9) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称

イ 所在地

ウ 電話番号

(10) 前金払

契約金額の 割に相当する額以内を前金払する。（前金払はしない。）

(11) 概算払

契約金額の範囲内で概算払する。（概算払はしない。）

(12) 部分払

部分払を 回行う。（部分払はしない。）

(13) 所得税等の控除

契約の相手方が個人である場合にあつては、この契約に係る契約代金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項各号に規定する報酬、料金等に該当するので、その支払に当たっては、同項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第28条第1項に基づき所得税及び復興特別所得税を控除して支払う。

(14) 送付による入札における再度入札

送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(15) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(16) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(17) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(18) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(19) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

注1 不要の文字は、抹消して使用すること。

2 この様式に列挙した事項のほか必要な事項を加え、又はこの様式に列挙した事項について必要のない事項を削ること。

3 第2号様式の末尾注書きを参照すること。

なお、4の(1)アの申請の時期における括弧書きの除外日については、実際の申請の時期に応じて、適宜修正して記載すること。

4 入札に参加する者が入札価格を積算するために必要とされる仕様書、設計図等を示すこと。

5 適宜申請書類を用意すること。

競争入札心得

(総則)

第1条 北海道が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されてる者を除く。)は、入札執行前に、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札

- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

（再度入札）

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

（落札者の決定）

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（最低価格の入札者を落札者とししない場合）

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

（注）この条項は、契約内容が製造その他についての請負に該当する場合に適用する。

（入札保証金等の返還）

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

（契約の締結）

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

（北海道議会の議決事件）

第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結します。

2 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができます。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(注) 第14条の規定は、議会の議決に付すべき契約に適用する。

(落札者と契約の締結を行わない場合)

第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(注) 第2項の規定は、契約書の作成を要する契約に適用する。

(入札保証金等の帰属)

第16条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第17条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日)までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限)までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

